



沢辺税理士事務所通信

令和 3 年 8 月 1 日号

NO.090

オリンピック雑感

賛否両論あったオリンピックが開幕しております。もう始まってしまったのですから、あとは応援してしっかり楽しめばいいと思います。だって次に日本で開催されるのはまた数十年後とかでしょうから、少なくとも私は生きている自信がありません。**生涯で最後の自国開催オリンピック**ということになります。

開会式の視聴率が 56.4% だったそうですね。さすがの関心の高さです。印象に残っているのはピクトグラムくらいですが……。個人的には、いろんな国・地域が入場するのを見ていて、四十年以上生きていても初めて聞いた地域名がいくつかあったり、この国ではこんな人が生活してスポーツしてるんだな、とか考えながら見ていたので結構楽しかったです。すべての国の入場行進が終わるまで 2 時間位かかりましたけど(^_^;)

ニュースでも話題に上がっていたのが、NHKアナウンサーが「台湾です！」と断言してアナウンスしていたことです。行進の順番も「チャイニーズ・タイペイ」ではなく「台湾」の読みで決められていましたね。中国は台湾を国家と認めたくないのに非難の声があがったようですが、台湾はもともと中華人民共和国が追い出した中華民国の流れでできた国なので、歴史的な対立は続くんでしょうけど、日本にとって台湾は重要な友好国ですし、日本では「台湾」が一般的な呼び方なので、それこそ**内政干渉だ、ほっとけ!**と思います。

相続税の税務調査

相続税の申告をした場合、一般的には「4 件のうち 1 件は税務調査が入るよ」と言われていました。しかし平成 27 年に基礎控除が大幅に引き下げられ、申告しないといけない対象の人が大幅に増えたため、平成 27 年度以降は全ての申告のうち**税務調査が入る割合は 11~12% 程度**に下がっています。

しかしいざ相続税の税務調査が入ると、修正申告になる割合は常に 8 割を超えています(国税庁の統計年報等で発表されている)。これは法人税や所得税の税務調査と比較してかなり高い割合ですが、理由ははっきりしています。

なぜなら、法人税や所得税の税務調査の場合は調査が始まってから帳簿書類等の確認をしていくのに対し、相続税の税務調査は**先に銀行等で納税者周りの取引履歴等の調査を全て済ませておき、課税漏れがありそうな事項を把握**してから、税務調査開始の連絡を入れます。つまり「来週から税務調査させてくださ~い」と電話があった時は、**すでにもうネタは上がっている**わけです。そりゃあ修正申告の割合は高いよね、という感じです。

ちなみに当事務所では平成 26 年~令和 3 年の間に約 30 件の相続税の申告をさせていただいておりますが、1 件の税務調査も入っておりません。申告書上での詳細な説明や添付書類で計算根拠を明確にしておくことによって、「わざわざ調査に入る必要はないよ」という申告書づくりを心がけているからだと思います。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>